

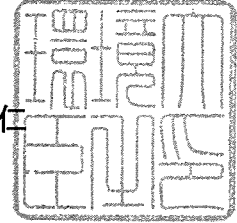
認 定 証

福島県須賀川市木之崎字大ヶ久保24番4
パラマウント硝子工業株式会社
代表取締役 畑中 昭雄 殿

下記のとおり廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号）第7条の5において準用する第5条の8の変更の認定を受けた者であることを証する。

平成22年1月19日

環境大臣 小沢 鋭仁



記

1. 認定の年月日 平成17年9月13日
2. 認定番号 第78号
3. 産業廃棄物の種類

パラマウント硝子工業株式会社（以下「被認定者」という。）が製造したガラスウール製品（被認定者が他人に委託して製造したガラスウール製品を含む。）が産業廃棄物となったものであって、建築物の新築、増築、改築若しくは解体の工事の施工又はガラスウール製品の製造、運搬若しくは保管に伴って生ずるもの

4. 処理を行う区域

全国